

○内閣府令第 号

私立学校法の一部を改正する法律（令和五年法律第二十一号）の施行に伴い、財務諸表等の監査証明に関する内閣府令等の一部を改正する内閣府令を次のように定める。

令和七年 月 日

内閣総理大臣 石破 茂

財務諸表等の監査証明に関する内閣府令等の一部を改正する内閣府令

（財務諸表等の監査証明に関する内閣府令の一部改正）

第一条 財務諸表等の監査証明に関する内閣府令（昭和三十二年大蔵省令第十二号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
<p style="text-align: center;">附 則</p> <p>〔1〕11 略〕</p> <p>12 第一条の規定は、金融商品取引法施行令第一条第二号に掲げる証券若しくは証書を発行し、若しくは発行しようとする学校法人等（私立学校法（昭和二十四年法律第二百七十号）第三条に規定する学校法人又は同法第百五十二条第五項に規定する法人をいう。以下この項において同じ。）又は金融商品取引法施行令第一条の三の四に規定する権利を有価証券として発行し、若しくは発行しようとする学校法人等が法第二十七条において準用する法第五条第一項の規定により提出する届出書（開示府令第二号様式又は第二号の五様式により作成するものに限る。）又は法第二十七条において準用する法第二十四条第一項若しくは第三項の規定により提出する有価証券報告書（開示府令第三号様式又は第三号の二様式により作成するものに限る。）に含まれる第一条第一号、第四号、第七号又は第八号に掲げる書類が、平成十九年九月三十日前に終了する事業年度又は連結会計年度に係るものである場合には、当該書類については適用しないことができる。</p>	<p style="text-align: center;">附 則</p> <p>〔1〕11 同上〕</p> <p>12 第一条の規定は、金融商品取引法施行令第一条第二号に掲げる証券若しくは証書を発行し、若しくは発行しようとする学校法人等（私立学校法（昭和二十四年法律第二百七十号）第三条に規定する学校法人又は同法第六十四条第四項に規定する法人をいう。以下この項において同じ。）又は金融商品取引法施行令第一条の三の四に規定する権利を有価証券として発行し、若しくは発行しようとする学校法人等が法第二十七条において準用する法第五条第一項の規定により提出する届出書（開示府令第二号様式又は第二号の五様式により作成するものに限る。）又は法第二十七条において準用する法第二十四条第一項若しくは第三項の規定により提出する有価証券報告書（開示府令第三号様式又は第三号の二様式により作成するものに限る。）に含まれる第一条第一号、第四号、第七号又は第八号に掲げる書類が、平成十九年九月三十日前に終了する事業年度又は連結会計年度に係るものである場合には、当該書類については適用しないことができる。</p>
<p>備考 表中の「」の記載は注記である。</p>	

(財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則の一部改正)

第二条 財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則(昭和三十八年大蔵省令第五十九号)の一部を

次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	<p>(特定事業を営む会社の附属明細表)</p> <p>第二百二十二条 別記事業を営む株式会社又は指定法人のうち次の各号に掲げるものが法の規定により提出する附属明細表の用語、様式及び作成方法は、当該各号の定めるところによる。ただし、当該株式会社又は指定法人が連結財務諸表を作成している場合には、前条第一項第三号、第四号及び第六号に掲げる附属明細表又はこれらに相当する附属明細表については、作成を要しない。</p> <p>〔一〇十二 略〕</p> <p>十三 有価証券発行学校法人の財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則の適用を受ける学校法人等（私立学校法（昭和二十四年法律第二百七十号）第三条に規定する学校法人又は同法第五十二条第五項に規定する法人をいう。別記第二十一号において同じ。）については、同令に規定する附属明細表のうち次に掲げるものを作成するとともに、前条第一項第六号に掲げる附属明細表を同条第二項に定める様式により作成するものとする。</p> <p>〔イ〇へ 略〕</p>
改正前	<p>(特定事業を営む会社の附属明細表)</p> <p>第二百二十二条 〔同上〕</p> <p>〔一〇十二 同上〕</p> <p>十三 有価証券発行学校法人の財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則の適用を受ける学校法人等（私立学校法（昭和二十四年法律第二百七十号）第三条に規定する学校法人又は同法第十四条第四項に規定する法人をいう。別記第二十一号において同じ。）については、同令に規定する附属明細表のうち次に掲げるものを作成するとともに、前条第一項第六号に掲げる附属明細表を同条第二項に定める様式により作成するものとする。</p> <p>〔イ〇へ 同上〕</p>

備考 表中の「」の記載は注記である。

(金融商品取引法第二条に規定する定義に関する内閣府令の一部改正)

第三条 金融商品取引法第二条に規定する定義に関する内閣府令(平成五年大蔵省令第十四号)の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

<p style="text-align: center;">改 正 後</p>	<p>(学校法人等に対する貸付けに係る債権) 第八条 「略」 2 令第一条の三の四第二号イに規定する内閣府令で定める者は、次に掲げる者とする。 「一・二 略」 三 学校法人等の役員（私立学校法（昭和二十四年法律第二百七十七号）第二十三条第二項（同法第五十二条第六項において準用する場合を含む。）に規定する役員をいう。）、評議員（同法に規定する評議員（同法第二十三条第二項に規定する会計監査人を除く。）をいう。）及び職員（同法に規定する職員をいう。）</p>
<p style="text-align: center;">改 正 前</p>	<p>(学校法人等に対する貸付けに係る債権) 第八条 「同上」 2 「同上」 「一・二 同上」 三 学校法人等の役員（私立学校法（昭和二十四年法律第二百七十七号）第三十五条第一項に規定する役員をいう。）、評議員（同法に規定する評議員をいう。）及び職員（同法第二十六条の二（同法第六十四条第五項において準用する場合を含む。）に規定する職員をいう。）</p>

備考 表中の「」の記載は注記である。

附 則

この府令は、私立学校法の一部を改正する法律の施行の日（令和七年四月一日）から施行する。